省　令

○法務省令第十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表高知地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「高知市」を「高吾北」に改め、同部いの支局の款佐川町　越知町　日高村」を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「、香美支局及びいの支局」を「及び香美支局」に改める。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表高知の項中「高知　四」を「高知　五」に改め、「いの　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一いの人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第七号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ア中「、第二百八条の二」を削り、同号に次のように加える。

シ　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第四条までに規定する罪

第二条第二号中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第七条第二号

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条第二号

三　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）第二号

四　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）第一条第二号

五　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第三条第二号

（指定講習機関に関する規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条まで」に改める。

一　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第五条第三号ハ

二　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第一条第二項第一号ロ(4)

三　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第二条第二号ハ

（交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正）

第四条　交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条まで」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にした行為に対する警備業の要件に関する規則第一条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二又は第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者（次項の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第十三号）附則第二項に規定する者を除く。）に対するこの規則による改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロ(4)、交通安全活動推進センターに関する規則第六条第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。

（刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則の一部改正）

4　刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「対するこの規則」を「対する自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第七号）」に、「第二百十一条第二項」を「第六条まで」に、「第二百十一条第二項の」を「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の」に改める。